

令和5年4月3日

保護者 様

佐渡市立赤泊中学校長 本間 学

インフルエンザによる出席停止について

お子さんがインフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により**発症したあと5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで**は、出席停止となります（裏面参照）。この間は、欠席扱いにはなりません。医師の指示に従い、十分に療養して余病を併発しないようご配慮ください。また、再登校に際しては、医師による登校許可証は不要です。上記の出席停止期間を守り、判断をお願いいたします。下記の「登校連絡票」にご記入、押印して、**登校時に必ずお子さんに持たせてください。**

記

- 1 病名 インフルエンザ
- 2 出席停止期間 **発症したあと5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで**
(ただし医師の指示による)

----- キリトリセン -----

登校連絡票

佐渡市立赤泊中学校長 様

_____年 生徒氏名 _____

- 1 病名 インフルエンザ
- 2 発症した日 _____月 _____日 診断された日 _____月 _____日

かかった医療機関名 _____

解熱した日 _____月 _____日

- 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過しましたので、登校させます。

令和 _____年 _____月 _____日 保護者氏名 _____ (印)








〈保護者の方へ〉

*出席停止の期間は「発症後 5 日を経過」し、かつ「解熱後 2 日」となっています。お休みしていただきたい日数は**最低でも「発症後 5 日を経過」するまで**となります。

*発症日は医療機関を受診した日ではなく、**インフルエンザ症状(37.5~38.0 代の発熱等)が始まった日**です。そのため病院受診時に、**医師に発症日を確認・相談をしてください。**

インフルエンザの出席停止期間について

**発症後 5 日を経過 + 解熱後 2 日を経過するまでは、
学校はお休みになります。ゆっくり静養してください。**

例	発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目	
発症後 2 日目に 解熱した場合	発症 / 発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	※まだ発症後 5 日 を経過していない ため登校できない	登校可能 		
出席停止期間	→								
発症後 4 日目に 解熱した場合	発症 / 発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能 	
出席停止期間	→								